

自動販売機設置場所貸付に係る入札参加資格審査申請の提出書類

1 会社等の法人が申請する場合

	書類名	説明
1	入札参加資格審査申請書 (入札参加申込み)	この説明書に添付してある様式を使用してください。 申請書には 実印を押印 してください。
2	使用印鑑届 (様式1)	この説明書に添付してある様式を使用してください。実印を使用する場合、 契約権限等を委任する場合も提出してください。 ※社印など、個人を特定できないものは不可。 例 株式会社用度 代表取締役 △△△△ の場合 ○「代表取締役」印 ○「△△△△」印 ×「株式会社用度」印
3	履歴事項全部証明書又は 商業登記簿謄本 (コピー可)	発行日が、 基準日 (令和元年12月1日。以下同じ。) から3か月前までのものを提出してください。(基準日以降も可) ※現在事項全部証明書は不可
4	役員名簿 (様式2)	この説明書に添付してある様式を使用してください。 役員は、商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) に現在役員として記載されている者全員を記載してください。
5	印鑑証明書 (コピー不可)	法務局登記官が発行した法人の代表者の印鑑証明書の原本に限ります。 発行日が、基準日から3か月前までのものを提出してください。(基準日以降も可)
6	広島市税の納税証明書 (基準日 (令和元年12月1日) 以降 に請求してください。発行日が他の証明書と異なりますので注意してください。)(コピー可)	●広島市に納税義務がある場合 「基準日の属する月の前々月末日以前に納付すべき市税について滞納の税額がない」旨の記載のあるもの ●納付すべき金額が確定していない場合 広島市内に事業所等を新設したが、法人市民税の申告期限が到来していないなどの理由により、納付すべき税額が確定していない場合は、「納付すべき確定した徴収金がない」旨の記載のあるもの ●次のすべてに該当する場合は、納税証明書が出ませんので、申立書 (様式4) を提出してください。 ①広島市内に事務所、事業所又は住所を有していない。 ②広島市内に固定資産を有していない。 ③広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではない。 ※広島市税の納税義務の有無について不明な場合は、本市財政局税務部市民税課又は各市税事務所にお問い合わせください。 ※申立書の様式はこの説明書に添付してある様式を使用してください。

7	消費税および地方消費税の納税証明書（コピー可）	納税地を管轄する税務署長が発行した「消費税及び地方消費税について未納の税額がない」旨の納税証明書（その3・未納の税額のないこと用）。発行日が、基準日から3か月前までのものを提出してください。（基準日以降も可） ※「その3の3」も可。 ※納付すべき税額がない場合も、上記の納税証明書は発行されるので必ず提出してください。
8	委任状（様式5）	本市との契約などの権限を代理人に委任する場合に提出。 この説明書に添付してある様式を使用してください。
9	申立書（本店所在地用）（様式6）	登記簿上の本店所在地と実際の本店機能を有する営業所等の所在地が異なる場合に提出。 この説明書に添付してある様式を使用してください。

2 個人が申請する場合

	書類名	説明
1	入札参加資格審査申請書（入札参加申込み）	この説明書に添付してある様式を使用してください。 申請書には 実印を押印 してください。
2	使用印鑑届（様式1）	この説明書に添付してある様式を使用してください。実印を使用する場合、契約権限等を委任する場合も提出してください。 ※社印など、個人を特定できないものは不可。 例 商号が「用度」代表者名が「△△△△」の場合 ○「△△△△」印 ×「用度」印
3	身分証明書（コピー可）	本籍地の市区町村長が発行したもの（コピーの場合不鮮明なものは不可）。発行日が、 基準日（令和元年12月1日。以下同じ。） から3か月前までのものを提出してください。（基準日以降も可）
4	誓約書（個人申請用）（様式3）	この説明書に添付してある様式を使用してください。
5	印鑑証明書（ コピー不可 ）	原本に限ります。発行日が、基準日から3か月前までのものを提出してください（基準日以降も可）
6	広島市税の納税証明書 （ 基準日（令和元年12月1日）以降 に請求してください。）※発行日の基準が他の証明書と異なりますので注意してください。（コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ●広島市に納税義務がある場合 「基準日の属する月の前々月末日以前に納付すべき市税について滞納の税額がない」旨の記載のあるもの ●納付すべき金額が確定していない場合 広島市内に事業所等を新設したが、申告期限が到来していないなどの理由により、納付すべき税額が確定していない場合は、「納付すべき確定した徴収金がない」旨の記載のあるもの ●広島市に納税義務がなく、納税証明書が提出できない場合

		<p>納税証明書に代えて、「申立書」(様式4)を提出してください。</p> <p>※広島市税の納税義務の有無について不明な場合は、本市各区役所市民部収納課にお問い合わせください。</p> <p>※申立書の様式はこの説明書に添付してある様式を使用してください。</p>
7	消費税および地方消費税の納税証明書(コピー可)	<p>納税地を管轄する税務署長が発行した「消費税及び地方消費税について未納の税額がない」旨の納税証明書(その3・未納の税額のないこと用)。</p> <p>発行日が、基準日から3か月前までのものを提出してください。(基準日以降も可)</p> <p>※「その3の2」も可。</p> <p>※納付すべき税額がない場合も、上記の納税証明書は発行されるので必ず提出してください。</p>
8	委任状(様式5)	<p>本市との契約などの権限を代理人に委任する場合に提出。</p> <p>この説明書に添付してある様式を使用してください。</p>
9	申立書(本店所在地用)(様式6)	<p>登記簿上の本店所在地と実際の本店機能を有する営業所等の所在地が異なる場合に提出。</p> <p>この説明書に添付してある様式を使用してください。</p>